

よくある質問

不明点がある場合は、まずは以下の Q&A を参照ください。

授業料免除等制度に関する質問がある場合は、吹田学生センター(gakusei-sien-en1@office.osaka-u.ac.jp)へメールでお問い合わせください。

	No.	質問	回答
申請にあたって	1	家計基準の内容について知りたい。 (家計基準を満たしているのかわからない。)	家計基準は公表していません。なお、申請要項の『授業料免除・入学金免除の収入・所得限度額について』に、「家計基準の目安額」を参考に記載していますので確認してください。この限度額には、前期の申請時点(4月1日現在)又は後期の申請時点(10月1日現在)の状況で得られる収入・所得を当てはめてください。
	2	申請要項の『授業料免除・入学金免除の収入・所得限度額について』に記載されている限度額を満たしていない場合は、免除の申請はできないのか。	申請は可能です。『授業料免除・入学金免除の収入・所得限度額について』のところに記載のとおり、この限度額は、あくまで「家計基準の目安額」ですので、真に納入が困難な状況において申請することは特段妨げません。ただし、家庭(世帯)に特別な事情(就学者や障がい者の有無など)がなく、限度額を大きく超えるような状況の場合は、申請しても結果が免除となる可能性は低くなります。
	3	学力基準の内容について知りたい。 (学力基準を満たしているのかわからない。)	学力基準は、公表していません。
	4	入学金を納入したが、入学金免除等へ申請することができるのか。	大阪大学入学金免除等制度においては、入学金を既に納入した場合は申請できません(審査対象外となります。)
	5	4月(10月)に学部に入学金を納入する。入学金免除を申請したいが可能か。	令和3年度以降に学部に入学金を納入する方は、原則として高等教育修学支援制度をご利用ください。ただし、外国人留学生、学士入学者など高等教育修学支援制度の申請資格を有さない方は、大阪大学入学金免除等制度を利用することができます。(詳しくは、申請要項をご確認ください。) 大阪大学入学金免除等制度では、学部生の場合、「経済的理由」による入学金免除の申請は認められていません。学部生の入学金免除は、入学前1年以内に主たる学費負担者が死亡した場合など申請条件が限られていますので、申請要項の『申請条件の確認』をよく確認してください。申請条件に該当する場合のみ免除の申請が可能となります。なお、収納猶予の申請は「経済的理由」も認められています。ただし、入学金免除(入学金収納猶予)の申請は、入学手続において、入学金の納入に代えて「入学金免除・収納猶予申請予定者票」を提出した場合に限り申請が可能です。
	6	入学金免除と入学金収納猶予の両方を申請することは可能か。	申請要項の『申請要件』に該当する場合は、両方の申請ができます。入学金の場合、入学金免除と入学金収納猶予のいずれか一方、又は両方(併願)を、免除等申請システムの登録で選択します。
	7	授業料免除と授業料収納猶予の両方を申請することは可能か。	両方の申請はできません。授業料の場合、授業料免除、授業料収納猶予、授業料分納のいずれか一つを、免除等申請システムの登録で選択します。
	8	入学金免除(入学金収納猶予)と授業料免除の両方を申請することは可能か。また、それぞれ別々に申請が必要なのか。	申請要項の『申請要件』に該当する場合は、両方の申請ができます。ただし、入学金免除の申請は、入学手続において「入学金免除・収納猶予申請予定者票」を提出した者のみ申請可能です。免除等申請システムの登録で入学金免除と授業料免除の両方を選択してください。別々に申請を行う必要はありません。
	9	免除等申請システムでのWeb登録は登録期間中に完了したが、申請書類を提出期間中に提出することができない(提出することができなかった。)	免除等申請システムで印刷される様式1-1、様式1-2、様式2及び提出書類チェックリストの4種類の申請書類は必ず提出期限までに提出する必要があります。期限までにこれらの書類の提出がなければ、いかなる理由があっても申請を受け付けることはできません。
	10	提出期限までに証明書類が揃わないため、申請書類を提出することができない。どうしたらよいか。	免除等申請システムで印刷される様式1-1、様式1-2、様式2、及び提出書類チェックリストの4種類の申請書類は必ず提出期限までに提出する必要があります。期限までにこれらの書類の提出がなければ、いかなる理由があっても申請を受け付けることはできません。なお、揃えることができなかった証明書類がある場合は、提出書類チェックリストの所定欄に、最短の提出可能日(事情や書類にもよりますが原則として1週間程度)及び必要に応じて理由等を記入してください。また、申請書類提出後、未提出の証明書類が揃ったときは速やかに追加提出してください。
	11	申請書類を提出期限後に学内提出 BOX に投函した場合はどうなるのか。	いかなる理由があっても受領することはありません。
	12	留学中のため(学外で実習中等のため)、申請期間中に申請することができない。	免除等申請システムはWeb登録ですのでインターネット環境があれば海外や自宅外からも登録が可能です。システムの登録は申請者本人が行い、申請書類の提出は日本にいるご家族等に代理対応を依頼するなどして、提出期限までに申請手続を完了するようにしてください。なお、申請書類の提出は提出期限内であれば郵送(国際郵便を含む。)も可能です。郵送の場合は特定記録郵便等の配達記録が残る形で提出してください。

申請にあたって	13	免除等申請システムの登録及び申請書類の提出を提出期限までに完了した。前期授業料免除を申請したが、5月時点で申請の内容に変更が生じた。変更は可能か。	変更はできません。前期は4月1日、後期は10月1日を基準日としており、その時点の状況で申請することになっていますので、基準日以降の変更は反映しません。
	14	申請する際の世帯構成員及び世帯人数(家族数)について、構成員が誰になるのか、何人になるのかわからない。	申請要項の『申請者区分及び世帯の構成員』を確認してください。なお、世帯人数(家族数)には、申請者本人も含まれます。
	15	現在結婚しており、申請者本人及び配偶者それぞれが収入を得ているが、配偶者とは別居・別生計で生活しており、子や所得税法上扶養している親族はいない。この場合、独立生計者として申請することは可能か。またこの場合、世帯構成員はどうなるのか。世帯人数(家族数)は何人になるのか。	申請要項の『申請者区分及び世帯の構成員』の独立生計者の申請条件をすべて満たしていれば、独立生計者として申請可能です。また、別居であっても配偶者が世帯人数に含まれます。したがってこの場合、世帯人数(家族数)は、申請者本人及び配偶者の2名となり、所得・課税証明書や住民票等の証明書類も申請者本人及び配偶者の双方の書類が必要となります。
	16	3月(9月)に大阪大学大学院〇〇研究科博士前期課程を修了し、4月(10月)から同研究科博士後期課程に内部進学する。授業料免除を申請する際、免除等申請システムは「4月(10月)入学者(新入生)」で登録するのか、「在学生」で登録するのか。	在籍課程が変わりますので、必ず新入生として「4月(10月)入学者」から、任意のメールアドレスと申請要項に記載する新入生用初期パスワードを用いて登録してください。
	17	転学科試験に合格し、4月(10月)から別の学科に在籍する。申請時点で新しい学籍番号が付与されておらず、KOANで確認できる情報も旧学科のままである。この場合、免除等申請システムは「4月(10月)入学者(新入生)」で登録するのか、在学生で登録するのか。	転学科の場合は在学生の扱いとなるため、免除等申請システムの登録は新学期になってから在学生で行う必要があります。4月(10月)になった時点で、速やかにシステムの登録及び申請書類の提出を期限までに行ってください。

システムの登録関係	18	免除等申請システムで行うWeb登録の方法がわからない。	「免除等申請システム」右上に掲載する『免除等申請システムマニュアル』を参考にして登録を行ってください。
	19	免除等申請システムに登録するメールアドレスは何でもよいのか。	登録されたメールアドレスは、学生センターからの問い合わせや不足書類等があった場合の連絡に利用します。また、免除等申請システムから送信する通知メール(登録完了時の受付番号通知など)の送信にも利用します。どの様なメールアドレスでも構いませんが、結果発表までの間は確実に有効なもの(申請日から概ね6カ月間は有効なもの)を登録してください。学生センター及び免除等申請システムの送信元メールアドレス(noreply-fee-exemption@office.osaka-u.ac.jp と gakusei-sien-en1@office.osaka-u.ac.jp)の受信拒否設定等は行わないでください。
	20	免除等申請システムに登録する所属・学年等については、いつ現在で登録すればよいのか。	前期分授業料(4月入学科)免除等の申請では4月1日現在、後期分授業料(10月入学科)免除等の申請では10月1日現在で登録してください。
	21	免除等申請システムの登録は完了したが、提出する証明書類と再度突合した結果、金額等を誤って入力していた(未入力のところがあった。)。免除等申請システムに再度ログインして訂正しようとしたが修正ができない。どうすればよいのか。	印刷した様式に赤インクで追記・訂正をしてください。訂正印は不要です。修正テープ・付箋添付による修正は行わないでください。PDFデータ上での修正も行わないでください。
	22	免除等申請システムでのWeb登録を行ったが、登録が完了できているのかどうかよくわからず不安である。	「確定する」ボタンを押した後、「申請書印刷」ボタンを押すと各様式がPDFで表示されます。PDFの様式1-1、様式1-2などの『受付番号』欄に受付番号が表示されていれば登録は完了しています。なお、登録を完了すると免除等申請システムから受付番号通知のメールが送信されます。また、システムの申請状況画面にも「登録完了」が表示されます。
	23	①免除等申請システムの登録を完了したが、受付番号通知のメールが届かない。 ②登録完了後に、登録したメールアドレスが誤っていたことに気付いたため、メールアドレスを変更したい。	① 受付番号通知のメールが届かない場合は、登録時のメールアドレスが間違っている可能性がありますので、様式1-1に表示されるメールアドレスが正しいか確認してください。また、受信拒否や転送(振分け)の設定を行っていることで未受信や見落としの可能性もありますので、確認してください。 ② システム登録完了後に、申請者本人がシステム上でメールアドレスを修正することはできません。メールアドレスが誤っている場合や変更が必要な場合は、学生センターで修正を行いますので、「変更後のメールアドレス」「氏名」「学籍番号」を明記し、吹田学生センター授業料免除担当(gakusei-sien-en1@office.osaka-u.ac.jp)へメールで連絡してください。

システムの登録関係	24	免除等申請システムの登録は登録期間中に完了したが、様式1-1、様式1-2、様式2、その他各様式、提出書類チェックリストの印刷はシステム登録の提出期限を過ぎてしまうとできなくなってしまうのか。	提出期限後もシステムに再度ログインして印刷を行うことが可能です
	25	申請に必要な証明書類を用意したが、免除等申請システムによる登録を登録期間中に行うことができなかった。どうしても申請を行いたい、期限後に登録することはできないか。	登録することはできません。 登録期限以降、免除等申請システムでの登録は一切行うことができなくなります。また、入力中であっても期限までに登録が完了していなければ、いかなる理由があっても申請は無効となり、申請を受け付けることはできません。
	26	受付番号はどこで確認できるのか。	免除等申請システム登録完了後、様式1-1、様式1-2などの『受付番号』欄に受付番号が表示されます。また、登録が完了すると免除等申請システムから受付番号通知のメールが送信されます。なお、結果発表は受付番号で行いのすので、発行された受付番号は大切に保管してください。
	27	「4月(10月)入学者」で登録を行ったが、登録の途中で発行された修正用パスワードを失念(紛失)してしまい、再度ログインすることができなくなった。この場合はどうすればよいのか。	修正用パスワードがわからない場合は、免除等申請システムトップページの「4月(10月)入学者(新入生)」に入り、「修正用パスワードを忘れた方はこちらから」のところに、新入生初期パスワードと最初にログインしたときのメールアドレスを入力することで、登録したメールアドレスに修正用パスワードが送信されます。
	28	『申請者情報』の申請者区分を「独立生計者」又は「私費外国人留学生」とした場合に入力が必要となる「独立生計者の家計状況申告書(私費外国人留学生の家計状況申告書)」ページの『週間労働時間』欄について、週の労働時間が決まっていなかった場合はどうすればよいのか。	決まっていない場合は、入力する必要はありません。
	29	日本学生支援機構“給付”奨学金は、「奨学金状況調書」ページでどのように入力すればよいのか。	日本学生支援機構“給付”奨学金は『給付型奨学金』欄に必要な事項を入力してください。
	30	新入生で現在奨学金を申請中であり、前期の申請時点(4月1日現在)又は後期の申請時点(10月1日現在)で、まだ受給は確定していない。受給できるかどうか分からない。この場合、「奨学金状況調書」ページはどのように入力すればよいのか。	受給が確定していない奨学金は入力する必要はありません。 ただし、次の新入生を対象とする予約採用奨学金は入学前に採用が決定している(入学後に必要な手続きを行うことで給付される)奨学金のため、受給が確定している奨学金と見なします。次の奨学金の予約採用が決定している申請者は『給付型奨学金』欄に入力するようにしてください。 ・日本学生支援機構“給付”奨学金(予約採用) ・外国人留学生学習奨励費(予約採用)
	31	『申請者情報』の申請者区分を「独立生計者」又は「私費外国人留学生」として申請を行うが、「奨学金状況調書」で現在申請中の奨学金を登録しないと、「独立生計者の家計状況申告書(私費外国人留学生の家計状況申告書)」ページの家計状況(年間の収支状況)の登録で、その申請中の奨学金が予定収入として算入されないため、収入合計≧支出合計とならない。どうすればよいのか。	申請要項に記載のとおり、申請日時点「前期は4月1日(後期は10月1日)」において、受給が決定していない奨学金は収入とすることはできません(確約のない予定収入、根拠のない予定収入は収入として申告できません。)。ですので、家計状況の入力の際にはその申請中の奨学金は受給しないものとして、各収入項目や支出項目を調整の上、収入合計≧支出合計となるように入力する必要があります。
	32	『申請者情報』の申請者区分を「独立生計者」又は「私費外国人留学生」として申請を行うが、「独立生計者の家計状況申告書(私費外国人留学生の家計状況申告書)」ページで、既に退職した勤務先の給与を「アルバイト等」のところの収入として入力してよいのか。	既に退職した勤務先の収入は「アルバイト等」の収入として入力できません。
	33	「申請者連絡先」の登録について、渡日前の留学生のため、日本での連絡先がまだ決まっておらず、入力できない。	メールアドレスは渡日後も有効なメールアドレスを入力してください。電話番号は、日本国内で申請者本人に確実に連絡が取れる代理人の連絡先(あらかじめ了承を得た研究室や友人等の電話番号等)を入力してください。
	34	勤務先の会社名(店舗名)と源泉徴収票に記載されている法人名(事業者名)が異なるが、勤務先の入力はどうしたらよいのか。	システムの登録内容と源泉徴収票との一致を確認できるよう、システム登録の勤務先は、事業者名(店舗名)のようにカッコ書きを行ってください。また、複数の勤務先がある場合で、勤務先名称と源泉徴収票に記載されている事業者名等との不一致がある場合も同様としてください。 ※特に医療法人、コンビニ、チェーン店でアルバイトをする方は注意してください。

書類の提出（全般）	35	申請書類の中身を事前に確認してほしい。	事前に申請書類の内容確認は行っておりません。
	36	申請要項を確認する限り、提出すべき書類であるにも関わらず、「提出書類チェックリスト」の所定欄に「要」が表示されていない。提出すべき書類なのかわからない。	申請要項で確認したとおりとしてください。「提出書類チェックリスト」の各証明書類等の所定欄の「要」はあくまで参考としてください。
	37	免除等申請システムから印刷する各申請様式は、様式の向きのとおり印刷する必要があるのか。	様式の向きのとおりA4縦向きの印刷としてください。
	38	申請書類を申請期間内に提出したが、申請書類の受領メールが届かない。申請書類は申請期間最終日の午前に専用ポストに投函した。いつ頃メールが届くのか。	申請要項にも予め記載しお断りしていますが、申請書類の受領処理には日数を要します。特に申請期間最終日及びその数日前に書類を提出した場合、例年、多くの申請書類が集中する状況となっているため、書類受領メールの送信に1週間程度を要しています。順次送信されますので送信が無い場合はしばらくお待ち願います。
	39	申請書類を提出期限までに提出した。その後、不足書類（書類不備）等について提出（対応）するよう学生センターからメール連絡があった。この場合、申請は認められなくなるのか。	登録期間内にシステムの登録、申請書類の提出を完了している場合は、不足書類等があっても申請は有効なものとして取扱います。ただし、学生センターからのメール連絡で指定されている期限内に不足書類の提出等がなかった場合は、審査対象外となります。
	40	提出した申請書類に不備や不足書類があった場合、いつ頃連絡があるのか。	数千件の申請書類を1件ずつ確認しているため、前期は5月下旬以降、後期は11月下旬以降の連絡になってしまう可能性もあります。予めご了承ください。
	41	不足書類等について学生センターからメール連絡があったが、学生センターから指定された期限までに書類を準備して提出することができない。どうしたらよいか。	指定された期限内に書類提出がないときは書類不備となり、原則として審査対象外となりますので、必ず期限までに提出ください。やむを得ない事情がある場合は、理由によっては期限を猶予しますので指定された期限内に学生センターからのメールに返信する形で問い合わせてください。
	42	学生センターから連絡があった不足書類や、申請期限までに間に合わず後日提出とした追加書類の提出はどのようにすればよいか。	封筒に不足書類等を入れ、封筒の表に受付番号と、朱書きで「授業料（入学科）免除不足書類／追加書類在中」と記載し、郵送もしくは各学生センター前の学内提出BOXへの投函で提出してください。
奨学金	43	特殊な事情を抱えているので、それを説明したい。 (例示)10年以上前から両親が別居しているが、その間、父とは一切音信不通で所在もわからないため、父の申請に必要な書類を入手することができない。 事情があり、申請要項で定められている書類を提出できない。 (例示)5年前から海外で働いており、このたび大学院に入学するため退職して1か月前に日本に帰国した。奨学金を受給し独立生計者で申請を予定しているが、海外に在住していたことから、申請者本人の所得・課税証明書が市役所で発行されない。	様式10-1「申立書・事情書」にその事情を記入し、他の申請書類とともに申請期間中に提出してください。「申立書・事情書」には、その特殊な事情や書類を提出できない理由等がわかるよう可能な限り詳細（差し支えない範囲で）を記載してください。また、特殊な事情が確認できる書類（写）、根拠となる書類（写）があれば併せて提出してください。なお、様式10-1「申立書・事情書」の提出があった場合でも、学生センターでその内容確認を行い、必要に応じてその事実を確認する根拠書類の追加提出を求めたり疑義の確認を行ったりすることがあります。追加書類提出等の指示があった場合は速やかに対応してください。提出がないときは書類不備となり、審査対象外となりますので注意してください。
	44	日本学生支援機構貸与奨学金を現在受給している。免除等申請システムには必要な情報を入力したが、書類提出は何か必要か。	必要ありません。「日本学生支援機構貸与奨学金」、「日本学生支援機構給付奨学金」、「外国人留学生学習奨励費」、「民間団体等奨学金のうち大学を通じて採用になった奨学金」及び「本学が給付する奨学金」は、本学で受給情報を把握している奨学金となりますので書類提出は不要です。
	45	大学を通じて採用になった奨学金ではなく、直接応募により採用された奨学金を受給しているが、採用通知書等の証明書類がない。	吹田学生センター(gakusei-sien-en1@office.osaka-u.ac.jp)へメールで問い合わせてください。その際、タイトルは「入学科(授業料)免除質問(受付番号)」とし、必ずメール本文に「氏名」「学籍番号」「奨学金名称及び給付機関(団体)名」を記載してください。
	46	大学を通じて採用になった奨学金ではなく、直接応募により採用された奨学金を受給しているが、所持している採用通知書等に受給金額や期間の記載がない。	募集要項、奨学生のしおり、奨学規程等の支給金額と支給期間が分かる書類を提出してください。

所得・課税証明書	47	所得・課税証明書は写しの提出でも可能か。	写しの提出は認められません。必ず、原本を提出してください。
	48	昨年度も授業料免除を申請したが、学生センターから所得・課税証明書(原本)の再提出を求められた記憶がある。市区町村役所等に行く手間があるため、今年度は再提出を指示されないようにしたいが、どのような場合に再提出を指示されるのか。	申請要項に記載のとおり、所得・課税証明書は、所得(収入)、扶養控除人数及び住民税課税・非課税の有無(課税額等)が全て記載されたものを提出してください。これらの記載がない場合は、必要事項が記載された証明書の再提出を指示することになります。
	49	扶養人数が記載されている所得・課税証明書が市区町村で発行されない。	「所得控除の内訳が入ったもの(扶養人数が記載されたもの)」と窓口で伝えてください。また、市区町村により、所得・課税証明書ではなく「課税証明書」、「非課税証明書」等と書類名称が異なる場合もあります。証明される内容を必ず確認のうえ、該当の証明書交付を申し込んでください。
	50	父(母)は以前から無職のため収入が一切無い。収入(所得)が無い場合でも、所得・課税証明書の提出は必要なのか。	所得が無いことを証明するものとなりますので、所得が無い場合でも提出が必要です。
	51	公的機関等が発行する証明書の発行日が古くてもよいか。	申請書類の提出日から3か月以内に発行されたものに限りです。
	52	A4サイズではないが、それでもよいか。	原本であれば、A4サイズである必要はありません。ただし、A4サイズより小さいサイズの場合、「貼付用紙」に糊で貼り付けて提出してください。
	53	兄弟姉妹や配偶者が大阪大学に在籍し、それぞれが免除申請を行う場合、1人が原本を提出していれば、他の兄弟姉妹や配偶者の申請は、所得・課税証明書の写しを提出してもよいか。	写しの提出は認められません。免除の申請は学生個人単位での申請となります。大阪大学に在籍する兄弟姉妹や配偶者も免除の申請を行う場合は、それぞれの申請で必ず原本を提出してください。なお、所得(課税)証明書に限らず、原本での提出が必要な証明書類は同様の扱いとなります。

給与所得者・事業所得者	54	申請者区分「一般」で申請を行うが、申請者本人は家計支持者である父母等の所得税法上の扶養に入っている。申請者本人がアルバイトで収入を得ている場合、アルバイトに関して必要な証明書類は何を提出すればよいのか。	申請者区分「一般」の場合、申請者本人のアルバイト収入に関する証明書類を提出する必要はありません。申請者区分「一般」の場合、家計支持者となる父母等の収入に関する証明書類の提出が必要です。
	55	現在の勤務先で働き始めてから、まだ1か月であり、様式6-2「給与明細関係書類貼付用紙」に添付する3か月分の給与明細書の写しが用意できない。	勤務先に様式6-1「支払見込み証明書」の作成を依頼し、提出してください。
	56	勤務先に様式6-1「支払見込み証明書」の作成を依頼したが、発行できないと言われた。どうしたらよいのか。	様式6-2「給与明細関係書類貼付用紙」に直近3か月分の給与明細書(写)を貼付し、提出してください。直近3か月分の給与明細書が発行されない場合は、個別に具体的な状況を確認する必要がありますので、吹田学生センター(gakusei-sien-en1@office.osaka-u.ac.jp)へメールで問い合わせてください。その際、タイトルは「入学科(授業料)免除質問」とし、必ずメール本文に「氏名」「学籍番号」を記載してください。
	57	母が大阪大学で事務補佐員として週30時間勤務で働いている。この場合、給与に関する提出書類は、様式6-3「大阪大学アルバイト等申告書」の提出で代えられるのか。	様式6-3「大阪大学アルバイト等申告書」の提出は認められません。様式6-3は学生アルバイトに限定した様式となります。この場合、就職日より異なりますが、「給与所得の源泉徴収票(写)」、もしくは様式6-1「支払見込み証明書」又は様式6-2「給与明細関係書類貼付用紙(直近3か月分の給与明細書(写)貼付)」を提出する必要があります。
	58	複数の勤務先(事業所)で勤務している場合、必要な書類は何か。	「所得・課税証明書」以外に、該当する場合は、全ての勤務先の「給与所得の源泉徴収票(写)」、もしくは様式6-1「支払見込み証明書」又は様式6-2「給与明細関係書類貼付用紙」を提出してください。なお、申請の時期(前期時点の申請か後期時点の申請か)により、また、勤務先の就退職日等の条件により、必要となる書類が異なりますので、申請要項(後期の場合は後期の申請要項)を必ず確認してください。
	59	申請者区分「一般」で、前期授業料免除の申請を行う。家計支持者である父母は、父母ともに現在の勤務先で正社員として給与収入を得ている。また、父母ともに5年以上前から現在の勤務先に勤めている。この場合、収入や所得に関する書類は何を提出すればよいのか。	この場合、収入(所得)に関する書類として最低限必要なものは次のとおりですが、申請要項を必ず確認し、書類を提出してください。 ○父母両方の「(直近の)所得・課税証明書(原本)」 ○父母両方の現勤務先の「(直近の)給与所得の源泉徴収票(写)」 なお、申請の時期(前期時点の申請か後期時点の申請か)により、また、勤務先の就退職日等の条件により、必要となる書類が異なりますので、申請要項(後期の場合は後期の申請要項)を必ず確認してください。

給与所得者・事業所得者	60	申請者区分「一般」で、前期授業料免除の申請を行う。家計支持者である父母は、父母ともに現在の勤務先で正社員として給与収入を得ている。父は5年以上前から現在の勤務先に勤めているが、母は申請日時点の前年9月に約2年間勤めた勤務先を退職し、前年10月から現在の勤務先に転職して現在に至る。この場合、収入(所得)に関する書類は何を提出すればよいのか。	この場合、収入(所得)に関する書類として最低限必要なものは次のとおりですが、申請要項を必ず確認し書類を提出してください。 ○父母両方の「(直近の)所得・課税証明書(原本)」 ○父の現勤務先の「(直近の)給与所得の源泉徴収票(写)」 ○母の現勤務先の様式6-1「支払見込み証明書」又は様式6-2「給与明細関係書類貼付用紙」 ○母が前年9月まで勤めていた勤務先の退職がわかる書類(写) なお、申請の時期(前期時点の申請か後期時点の申請か)により、また、勤務先の就退職日等の条件により、必要となる書類が異なりますので、申請要項(後期の場合は後期の申請要項)を必ず確認してください。
	61	申請者区分「一般」で、前期授業料免除の申請を行う。父は10年以上前に亡くなっており家計支持者は母のみである。母の収入は遺族年金とパートの給与収入のみである。母は現在の勤務先に約3年前から勤めている。この場合、収入(所得)に関する書類は何を提出すればよいのか。	この場合、収入(所得)に関する書類として最低限必要なものは次のとおりですが、申請要項を必ず確認し、書類を提出してください。 ○母の「(直近の)所得・課税証明書(原本)」 ○母の現勤務先の「(直近の)給与所得の源泉徴収票(写)」 ○母が受給する遺族年金の最新の年金振込通知書(写)又は年金額改定(決定)通知書(写)を貼付した様式7「年金関係書類貼付用紙」 なお、申請の時期(前期時点の申請か後期時点の申請か)により、また、勤務先の就退職日等の条件により、必要となる書類が異なりますので、申請要項(後期の場合は後期の申請要項)を必ず確認してください。
	62	申請区分「一般」で、前期授業料免除の申請を行う。家計支持者である父母について、父は現在、A社とB社とC社の3つの勤務先で給与収入を得ている。父はA社とB社には5年以上前から勤務しているが、C社は今年の3月から新たに勤め始めた。なお、母は5年以上前から無職である。この場合、収入(所得)に関する書類は何を提出すればよいのか。	この場合、収入(所得)に関する書類として最低限必要なものは次のとおりですが、申請要項を必ず確認し書類を提出してください。 ○父母両方の「(直近の)所得・課税証明書(原本)」 ○父のA社及びB社の「(直近の)給与所得の源泉徴収票(写)」 ○父のC社の様式6-1「支払見込み証明書」 なお、申請の時期(前期時点の申請か後期時点の申請か)により、また、勤務先の就退職日等の条件により、必要となる書類が異なりますので、申請要項(後期の場合は後期の申請要項)を必ず確認してください。
	63	申請区分「一般」で、前期授業料免除の申請を行うが、なぜ、家計支持者の所得・課税証明書の他に、源泉徴収票(確定申告書)の両方の書類提出が必要となるのか。	源泉徴収票(確定申告書)は申請時点の前年の収入(所得)等が記載されているものです。所得・課税証明書は申請時点の前々年の収入(所得)等が公的に証明されているものです。家計基準を満たすかどうかを確認するために、両方の書類提出が必要となります。

退職者	64	申請後に家計支持者である母が転職したため、収入の状況に変化が生じた。結果発表はまだ行われていないが、申請後に申請内容を変更することは可能か。	前期は4月1日現在の状況、後期は10月1日現在の状況により申請し、審査することになっています。申請後に状況変化があっても申請内容は一切変更することはできません。なお、授業料免除の前後期一括申請を行った者は、この場合、前後期一括申請の変更申請を行う必要があります。
	65	正社員として勤務していた勤務先を申請要項に記載されている期間に退職したため、退職日が分かる書類として「退職証明書」の発行を雇用主に依頼したが発行してもらえない。	「雇用保険受給資格者証[両面](写)※離職日の記載」や「給与所得の源泉徴収票(写)※退職日が記載されているもの」等、「退職証明書」以外の退職日が確認できる書類を提出してください。

年金	66	年金に関する書類の提出は、公的年金の分だけ提出すればよいのか。	公的年金の分だけではなく、受給している全ての種類の年金(個人年金を含む。)について、最新の「年金振込(支払)通知書(写)」又は「年金額改定(決定)通知書(写)」を用意し、様式7「年金関係書類貼付用紙」に貼付のうえ必要事項を記入して提出してください。なお、年金の「源泉徴収票」は提出書類として認めていません。
	67	公的年金を受給している場合、「年金振込通知書(写)」又は「年金額改定(決定)通知書(写)」に記載されているどの金額を、様式7「年金関係書類貼付用紙」に記入すればよいのか。	公的年金の場合、「年金振込(支払)通知書(写)」は2か月に一度の振込のため、年金支払額(控除後の振込額ではありません)の6倍の金額を、また「年金額改定(決定)通知書(写)」は合計年金額(年額)を記入してください。なお、公的年金以外の年金も年額となる金額の記入となります。

児童手当	68	児童手当を受給しているが、証明書は必要か。	必要ありません。免除等申請システムで、受給の有無や受給額等を入力してください。なお、支給対象は当該児童ですが、受給者は父母等(児童手当申請時の受給者)となるので入力の際は注意してください。
------	----	-----------------------	---

日本学術振興会特別研究員	69	日本学術振興会特別研究員に新規で採用されたが、申請書類の提出期限までに「採用決定通知書(写)」を提出することができない。	「特別研究員審査結果通知書(写)」の提出で構いません。 「特別研究員審査結果通知書(写)」もない場合は、日本学術振興会電子申請システムの審査結果詳細画面を印刷して提出してください。
	70	日本学術振興会特別研究員に採用されている場合、様式6-1「支払見込み証明書」又は様式6-2「給与明細関係書類貼付用紙」も提出が必要なのか。	日本学術振興会特別研究員の研究奨励金については、様式6-1「支払見込み証明書」又は様式6-2「給与明細関係書類貼付用紙」の提出は不要です。申請要項に定める証明書類のみを提出してください。
	71	日本学術振興会に「研究遂行経費に関する調書(写)」を提出したが、写しが手元にない。	研究遂行経費の取扱いが確認できる「ウェブ登録画面」もしくは「登録後の通知メール」を印刷したものを提出してください。

就学者	72	予備校生(浪人生)の兄弟姉妹がいるが就学者となるのか。また、提出が必要となる書類は何か。	予備校に通う者(浪人生)は就学者に該当しませんので、学生証(写)等の証明書類の提出は不要です。
	73	小学生又は中学生の兄弟姉妹がいる場合、就学者となるのか。また、提出が必要となる書類は何か。	小学校又は中学校に通う者は就学者に該当しますので、この場合は、生徒証(写)等の証明書類の提出は不要です。生徒証(写)や学生証(写)等の証明書類の提出が必要となるのは高校生以上です。
	74	大学又は高校に在学中の兄弟姉妹がアルバイトをしているが、収入に関する証明書類は必要か。	就学者の収入に関する証明書類の提出は不要です。

独立生計者	75	申請日時時点で、父母等が住む実家の住所から現住所に住民票を異動できていない。この場合、申請区分を「独立生計者」として申請することは可能か。	この場合、申請者本人(配偶者を含む)と父母等の世帯全員分の住民票(原本)と併せて、申請者本人の氏名が居住者として記載(現住所地の記載を含む)されている居住先の「賃貸借契約書(写)」を提出することで申請可能とします。ただし、公共料金の領収書を代替書類として提出することは認めません。 なお、現住所を変更した場合、住民票の異動は法律上の義務となっています。独立生計者として申請する以上は住民票の異動は原則行うべきものであって「賃貸借契約書(写)」の提出は特例的に認めているものです。このことを理解し、特段の事情が無い限り、また免除申請に関わらず、住民票は異動するようにしてください。
	76	住民票は写しの提出でも可能か。	写しの提出は認められません。世帯全員分であることが証明されている住民票を、必ず原本で提出してください。なお、住民票はマイナンバーの記載のないものを交付してもらい、提出してください。
	77	両親の所得・課税証明書では、申請者本人が所得税法上で父母の扶養からはずれていることを確認(証明)できない。	所得税法上、父母等の扶養親族ではないこと、扶養親族から外れたことが確認できる書類の提出が別途必要となります。 【例】 ○父母等が主たる勤務先に提出する「令和○年給与所得者の扶養控除(異動)申告書(写)」 ○扶養親族氏名が明記されている父母等の「令和○年給与所得の源泉徴収票(写)」 ○令和○年分所得税の確定申告書第一表・第二表(写) なお、健康保険上の扶養から外れたことを証明する書類は、扶養親族となれる所得限度額が所得税法上とは異なるため、提出書類として認められません。
	78	日本学術振興会特別研究員に採用されている。研究奨励金の収入により、独立生計者として申請することを考えているが、所得税法上、父母等の扶養親族ではないことを証明する書類としては何を提出すればよいのか。	日本学術振興会特別研究員の場合、研究奨励金として得る給与収入が、所得税法上、父母等の扶養親族となれる所得限度額を超えるものとみなすため、「採用決定通知書(写)」の提出をもって、父母等の扶養親族からはずれていることを確認できます。
	79	昨年度は、日本学術振興会特別研究員の研究奨励金を受給していたことから独立生計者として授業料免除を申請したが、今年度から奨励金の受給が無くなった。今年度も独立生計者として授業料免除を申請したいと思うがどうしたらよいのか。	独立生計者は、父母等も含め他者からの支援を一切受けず、申請者本人(配偶者を含む。)の恒常的に得られる一定の収入のもと年間の生計を成立させていることを前提とした免除制度上の申請者区分です。手段ではありません。申請要項で定める独立生計者の申請条件をすべて満たさない場合には申請者区分「一般」で申請するようにしてください。

独立生計者	80	日本学生支援機構貸与奨学金の収入のみで、独立生計者として申請することを考えているが問題はないか。	独立生計における条件のうち、「2. 本人(又は配偶者)に収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明書が発行される」において、奨学金は所得の扱いとはならず、また、貸与型奨学金は返還を必要とする援助金(借入金)に相当するため、貸与型奨学金以外に恒常的に得られる一定の収入(給付型奨学金は可とします。)が無いと判断される場合には、原則として、独立生計者として認定しません。したがって、日本学生支援機構貸与奨学金のみを収入として独立生計者で申請することは、原則できません。 なお、父母等から離れ一人暮らしの生活をしていることで独立生計者として申請できると誤解する申請希望者が例年見られますが、免除制度上における独立生計者は、父母等も含め他者からの支援を一切受けず、申請者本人(配偶者を含む。)の恒常的に得られる一定の収入のもと年間の生計を成立させている状況を前提とした申請者区分です。その点で疑義がある場合には独立生計者として認定せず、申請者区分「一般」に変更のうえ、家計支持者の証明書類の再提出を指示することがありますので、予めご了承ください。

最短修業年限超過者／同一学年に留まっている者	81	様式8「最短修業年限超過者等に係る事由書」に「※病気が理由での超過の場合、診断書を添付してください。」とあるが、当時、その病気を理由として休学手続を行った際に大学に診断書を1度提出した。再提出の必要があるのか。	休学の理由となった疾病の診断書を休学手続の際に提出した場合に限って、診断書の提出については省略を可とします。
	82	指導教員が出張中のため、様式8「最短修業年限超過者等に係る事由書」の「修学状況」や「今年度卒業／修了の見込み」欄を記入してもらうことができない。	様式8「最短修業年限超過者等に係る事由書」の記入は提出期限に間に合うよう指導教員に早期に依頼してください。なお、指導教員の事情によりやむを得ず申請書類の提出期限までに間に合わない場合は、追加提出書類として提出書類チェックリストの所定欄にその旨を記入し、様式8「最短修業年限超過者等に係る事由書」以外の申請書類は期限までに提出してください。様式8「最短修業年限超過者等に係る事由書」は指導教員が出張から戻った後、速やかに記入してもらい、追加書類として提出してください。

申請取り下げ	83	申請を取り下げたい。	下記①か②のいずれかの方法で取り下げてください。 ①免除等申請システムで取り下げの手続きを行う ②各キャンパスの学生センターで「取り下げ願い」を受け取り、必要事項を記入したものを提出 緊急性が高い場合には、直接吹田学生センターに申し出てください。 なお一旦申請を取り下げた場合、取り下げを撤回することはできません。
	84	前期授業料免除を申請したが、急きょ5月1日から休学することになった(後期授業料免除を申請したが、急きょ11月1日から休学することになった。)。所属の学部・研究科で休学の手続をしようとした際、免除申請の取り下げと相当額の授業料納入について指示があった。どうしたらよいか。	授業料免除システムから以下の手順で申請の取り下げ手続きを行ってください。 ①「申請の取り下げ」からログインをする。 ②必要事項の入力、注意事項の確認を行い「申請を取り下げる」ボタンを押す ただし、緊急性が高い場合には、直接吹田学生センターに申し出てください。 なお一旦申請を取り下げた場合、取り下げを撤回することはできません。
	85	前後期一括申請を行っていたが、急きょ9月末で退学することになった。この場合、後期の申請を取り下げる手続は必要となるのか。	授業料免除システムから以下の手順で申請の取り下げ手続きを行ってください。 ①「申請の取り下げ」からログインをする。 ②必要事項の入力、注意事項の確認を行い「申請を取り下げる」ボタンを押す ただし、緊急性が高い場合には、直接吹田学生センターに申し出てください。 なお一旦申請を取り下げた場合、取り下げを撤回することはできません。
	86	免除を申請したが、予定していなかった多額の臨時収入を得ることができたため、入学金・授業料を納入したい。判定結果が出る前であるが納入しても構わないか。	入学金・授業料を納入する場合は、申請の取り下げ手続が必要です。 このようなケースのときは、至急、吹田学生センターに連絡してください。

免除申請者の授業料等の納入	87	授業料の口座振替手続をしているが、預金口座に通常の授業料額を超える金額を入金していた場合、判定の結果が出る前であっても引き落としが行われてしまうのか。	授業料免除等を申請した場合、その可否が決定されるまでの間、授業料の納入が猶予されているため、口座振替(引き落とし)は行われません。
	88	授業料免除申請の判定の結果が「半額免除」であった。授業料の納入を想定しておらず、指定された期日までに支払いができるかどうかかわからない。	授業料免除を申請した場合、その可否が決定されるまでの間は、授業料の納入が猶予されますが、判定の結果が発表された後、納入が必要な場合には、指定する期限までに速やかに納入しなければなりません。授業料免除制度は、全ての申請者の申請内容に基づき、家計基準及び学力基準により選考の上、予算の範囲で免除等を決定します。したがって、前年度申請の結果が全額免除であっても、今年度申請の結果が半額免除等の異なる結果になる場合もあります。これは前期申請の結果と後期申請の結果も同様です。結果として、納入の可能性があることに留意のうえ、そのことを踏まえた諸準備を予め行うようにしてください。
	89	入学料免除申請の判定の結果、入学料の納入が必要になった場合の入学料の支払方法について知りたい。	大学HPで判定の結果をお知らせしますが、その際、入学料の納入方法等に関する案内も掲載しますので、各自で確認のうえ、案内の指示のとおり納入してください。なお、入学料の納入が必要な者には、本学から本人宛に振込依頼書を郵送しますので、振込依頼書に記載する期日までに、本学が指定する口座に振り込んでください。 【判定結果】 https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/tuition/remission/results
	90	授業料免除申請の判定の結果、授業料の納入が必要になった場合の授業料の支払方法について知りたい。	大学HPで判定の結果をお知らせしますが、その際、授業料の納入方法等に関する案内も掲載しますので、各自で確認のうえ、案内の指示のとおり納入してください。なお、授業料の口座振替手続を行っている場合は、本学が指定する期日までに、当該預金口座から引き落とされるよう授業料相当額の入金を行ってください。授業料の口座振替手続を行っていない場合は、本学から本人宛に振込依頼書を郵送しますので、振込依頼書に記載する期日までに、本学が指定する口座に振り込んでください。 【判定結果】 https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/tuition/remission/results
	91	授業料の支払方法を口座振替にしているかどうかを確認したい。その他、授業料の納入に関して不明な点があるので問い合わせたい。	授業料の納入方法の確認及びその他授業料等の納入に関する問い合わせは、所属する学部・研究科の授業料担当係(教務担当係)が窓口となりますので、お問い合わせください。

その他	92	学部学生であるが、「高等教育修学支援制度による授業料等免除制度」と「大阪大学授業料免除等制度」のどちらに申請することができるのか？	本学ホームページに掲載する「大阪大学における令和3年度以降の授業料等免除について(令和3年1月27日付け公表)」を参照してください。なお、本学では、「高等教育修学支援制度による授業料等免除制度」と、「大阪大学授業料免除等制度」の2つの異なる免除等制度を実施します。それぞれ申請要件、申請方法等が異なり申請手続きも別となります。特に学部の日本人等学生については申請の種類等が複雑なため本学ホームページに掲載する情報をよく確認してください。
	93	①私は学部の日本人学生であるが、「高等教育修学支援制度」による授業料免除は1/3免除となる見込みである。 ②私は学部の日本人学生であるが、「高等教育修学支援制度」による授業料免除を受けることができない見込みである。 昨年度前後期とも授業料免除の結果が「半額免除」だったが、この「大阪大学授業料免除等制度」の授業料免除申請を行ってもよいのか？	【令和2年度以前に入学した学部日本人等学生のみ】 ①②いずれの場合も「大阪大学授業料免除等制度」の授業料免除申請を行うことは可能です。ただし、②の「高等教育修学支援制度」の支援対象者の要件を満たす者(支援が受けられる者)は、必ず「高等教育修学支援制度による授業料等免除制度」の免除申請を行ってください。②の場合、認められた者に対して追加的支援(上乗せ支援)が実施される可能性があります。なお、①②いずれの場合も希望する場合は「大阪大学授業料免除等制度」に申請可能ですが、免除については予算の範囲で選考を行うことになります。

授業料前後期一括申請	94	前後期一括申請とは何か。	前後期一括申請は前期(4月～9月)分の授業料免除等申請時に「前後期一括申請」を選択した場合、後期(10月～3月)分の授業料免除等申請についても併せて受け付ける制度(申請方法)です。この場合、原則として後期の時点での申請は不要です。ただし、前後期一括申請は、後期(10月1日)時点において、前期(4月1日)の時点から家計状況等に変更がないことを前提とした申請方法です。したがって、確実に変更がある場合には「前後期一括申請」を選択せずに「前期のみ申請」とし、後期は改めて申請してください。なお、それでも急きょ変更があった場合には、後期の時点で変更申請を行う必要があります。
	95	前後期一括申請は誰でも申請することが可能か。	以下の方は、前後期一括申請はできません。 ○年度途中で卒業・修了予定の場合 ○年度途中(後期)に初めて最短修業年限を超えて在学することとなる場合 ○年度内に休学・退学を予定している場合
	96	前後期一括申請を行った場合、その後に行わなければならない手続や、気を付けておくべきことは何かあるか。	前後期一括申請を行った場合でも、「後期授業料免除等申請要項(8月末に大阪大学ホームページで公表予定)」に前後期一括申請の変更申請に関する記載を行いますので、変更申請が必要な事由の該当の有無について必ず確認してください。なお、変更申請が必要な場合は、申請要項に基づき必ず変更申請を行ってください。
	97	前後期一括申請を行った場合、後期授業料免除の判定結果は前期と同じ受付番号で発表されるのか。	そのとおりです。前後期一括申請を行った場合は、前期申請時に発行された受付番号が前後期共通となります。
	98	前後期一括申請を行い、前期の判定結果で全額免除(半額免除／不許可)となった。この場合、後期も同様の結果となるのか。	授業料免除の判定は、前期・後期それぞれ独立して実施しており、それぞれ予算の範囲で実施します。前後期一括申請を行った場合であっても、前期と後期で同様の結果になるとは限りません。
	99	前期の時点で、前後期一括申請で免除等申請システムの登録を提出期限までに完了したが、申請書類を申請期限までに提出することができなかった。後期の免除申請は受け付けられておらず、後期は改めて申請する必要があると理解しているが合っているか。	そのとおりです。様式1-1、様式1-2、様式2及び提出書類チェックリストの4種類の申請書類は申請期限までに必ず提出する必要があります。前期の申請時点で、期限までにこれらの書類を提出していなければ、申請は無効となっています。また、前後期一括申請の場合は、前期のみならず後期の申請も受け付けられていないことになっています。したがって、この場合、後期授業料免除の申請期間に改めて免除の申請を行う必要があります。
	100	前後期一括申請をするつもりだったが、誤って前期のみの授業料等免除申請を選択してしまった。前後期一括申請に変更することは可能か。	免除等申請システムで登録を完了している場合は、システム上で変更を行うことはできません。申請期間中に限っては、変更を希望する場合は、吹田学生センターへメールで連絡してください。なお、申請期限後の変更の申し出はできませんので、この場合で後期授業料免除の申請を希望する場合は、後期授業料免除申請期間に改めて申請を行ってください。
	101	前後期一括申請を行ったものの、学生センターから提出指示があった不足書類を一切提出せずに放棄したため、おそらく申請が完了していない。提出していなかった不足書類を提出して後期授業料免除に係る申請を完了したいが、この場合、改めて後期授業免除の申請を行えばよいのか。それとも前後期一括申請の変更申請を行えばよいのか。	この場合、前後期一括申請の申請状態は書類不備(書類未提出)となっており、後期授業料免除申請については未完了の状態です。したがって、改めて後期授業料免除申請を行うようにしてください。
	102	4月に大阪大学大学院修士課程(博士前期課程)から、博士課程(博士後期課程)に進学予定である。申請要項に「前後期一括申請ができない」ケースとして、「年度途中で卒業・修了予定の場合(進学等により在籍課程が変更となる場合も含む)」と記載されているが、この場合、前後期一括申請はできないのか。	この場合は申請できます。前後期一括申請は、年度開始期の4月(前期の申請時点)に行うことができる年度内適用の申請方法です。前後期一括申請ができない「年度途中で卒業・修了予定の場合(進学等により在籍課程が変更となる場合も含む)」というのは、あくまでも年度の途中、例えば9月に修了し、10月に進学するようなケースとなります。年度開始期の4月に進学する場合には前後期一括申請は可能です。
	103	10月に大阪大学大学院修士課程(博士前期課程)に入学するが、10月入学の場合、入学時点の申請で、前後期一括申請のような年間で申請する申請方法はあるのか。	ありません。10月入学の場合、入学時点で可能な授業料免除の申請は後期(10月～3月)分授業料免除申請のみとなります。次年度も授業料免除申請を希望する場合は4月時点で改めて前期(4月～9月)分授業料免除申請を行わなければなりません。なお、次年度の前期(4月～9月)分授業料免除の申請を行う際には当該年度の前後期一括申請を選択することが可能です。授業料の納入及びその納入に対する授業料免除の申請は、学年単位ではなく年度単位(日本のアカデミックスケジュール)で制度や手続が定められています。

前 後 期 一 括 申 請 の 変 更 申 請	104	前期分の申請内容及び受付番号を確認したい。前後期一括申請を行ったと思うが忘れてしまった。	免除等申請システムから確認することができます。
	105	前後期一括申請を行った場合で、後期授業料免除等の申請時点で変更がある場合には変更申請を行うことになると思うが、変更の内容が軽微なものでも、すべての申請書類等を再度提出する必要があるのか。	変更事由が P.11 の「授業料免除等前後期一括申請の変更申請」の表にある「事由」に該当するものであれば、たとえ軽微なものでも変更申請は必要です。 一つの変更が審査上、他の箇所にも影響を及ぼす可能性があるため、変更箇所に係るものだけではなく、申請要項に基づき、すべての書類を提出する必要があります。なお、変更申請を行う場合も、免除等システムの登録及び申請書類の提出を提出期限までに行う必要があります。
	106	前期は授業料の収納猶予の申請を行ったが、後期は収納猶予ではなく免除の申請に変更したい。	前後期一括申請の申請区分は前期・後期で同じものとなります。後期で申請区分を変更する場合は、必ず変更申請を行ってください。
	107	前後期一括申請の時点では申請中であった奨学金の受給が決定した。その奨学金の受給により後期の時点の収入状況に変更がある。この場合、変更申請が必要となるのか。	奨学金の受給により後期の時点で収入状況の変更がある場合は、申請要項に基づき変更申請を行ってください。ただし、変更の内容が「日本学生支援機構奨学金」、「外国人留学生学習奨励費(在学採用)」、「民間団体等奨学金」のうち大学を通じて採用になった奨学金及び「本学が給付する奨学金」の受給の決定(受給額の変更、受給の終了を含む)のみであり、奨学金以外のその他の申請内容について前後期一括申請時から変更がない場合に限り、変更申請は省略可(不要)とします。なお、これらの奨学金は本学でその受給額等を把握しているため、変更申請を省略した場合であっても後期授業料免除の審査では、その受給状況を考慮することになります。
	108	申請者区分を「独立生計者(私費外国人留学生)」として前後期一括申請を行った。前後期一括申請の時点では申請中であった「民間団体等奨学金のうち大学を通じて採用になった奨学金」の受給が決定した。「民間団体等奨学金のうち大学を通じて採用になった奨学金」の決定のみの変更の場合は、変更申請は省略できる(不要)と申請要項に記載されているが、前後期一括申請の際に提出した「独立生計者の家計状況申告書(私費外国人留学生の家計状況申告書)」の収入状況も変更となる。この場合、変更申請は不要でよいのか。	「民間団体等奨学金のうち大学を通じて採用になった奨学金」は、本学でその受給額等を把握しており、後期授業料免除の審査では、その受給状況を考慮します。「民間団体等奨学金のうち大学を通じて採用になった奨学金」の受給の決定のみが変更の内容であり、前後期一括申請時のその他の申請内容について申請時から変更がない場合に限り、変更申請は省略可(不要)としています。奨学金受給に伴って前後期一括申請時のその他の申請内容に変更が生じるこのようなケースでは、変更申請は省略せず、変更申請を行ってください。したがって、この場合、原則として変更申請が必要です。
	109	変更申請で登録が途中までしかできなかった場合、または変更申請の登録を完了したが、書類提出が間に合わなかった場合、後期の申請はどのような扱いになるか。	前後期一括申請をした時の内容で後期分の審査が行われます。ただし、この場合、事情確認のために吹田学生センターから問い合わせの連絡をさせていただきます、申請書類の提出を求める場合があります。
	110	前後期一括申請を行い、「後期授業料免除等申請要項」に記載されている変更申請が必要な事由に該当がない場合、何か手続を行う必要があるのか。	必要な手続はありません。
	111	前後期一括申請の変更申請を行った場合の後期の受付番号はどうなるのか。前期と同じ受付番号か。	変更申請は、前期の申請内容に対する変更申請となりますので、前期と同じ受付番号(前後期共通)となります。